

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

地域福祉とは

地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

地域社会の中で、できる限りその人らしい暮らしができるように公的な福祉サービスの充実を図り、住民同士の助け合いや支え合いの基盤をつくっていくことが必要です。

「出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定

本市においては、平成9年（1997）に制定した「出雲市福祉のまちづくり条例」の基本方針を基に地域福祉の推進に取り組んできました。これをうけて平成19年（2007）に同条例に基づく「出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、福祉のまちづくりを推進するため、市民、事業者、市、出雲市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が果たすべき役割を具体的に定めました。平成25年（2013）には計画の見直しを行い「第2次出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、基本目標に「ぬくもりのある福祉のまちづくり」を掲げ、これを実現するための3つの基本方針を軸に、地域住民や公私の社会福祉関係者が連携しながら地域福祉の推進に努めてきました。さらに平成30年（2018）に計画の見直しを行い、「第3次出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下、「前計画」という。）」を策定し、従前の計画の基本目標及び基本方針を引き継ぐとともに、「総合的な相談体制の確立」を基本項目の筆頭に掲げ、取組を推進してきました。

地域福祉を取り巻く課題

人口減少や少子高齢化、人々の価値観や考え方、ライフスタイルの多様化など、社会構造の変化に伴い、地域福祉を取り巻く状況は大きく変化してきました。様々な社会構造の変化は人々が関わり合いを持ち相互に支え合う機会の減少をもたらし、生活困窮、子どもの貧困、ひきこもり、孤独死や自死など、地域における生活課題・福祉課題を深刻なものにしています。

さらに、全国的に大規模な自然災害が多発する中、地域での支え合いの力が必要とされています。また、孤独や孤立に起因した子どもや障がい者、高齢者が犠牲となる痛ましい事件などを防ぐために、地域福祉が果たすべき役割はより重要となっています。

また、令和2年（2020）1月に国内で最初の新型コロナウイルス感染者が確認され、以降、私たちの生活は一変しました。経済活動の停滞等の影響により、生活の困窮をはじめとした様々な不安や悩みを抱える人が増加し、それまで内在していた孤立・孤独などの問題が表面化し深刻化することとなりました。

「地域共生社会」の実現を目指して

このような社会情勢の変化に対応し、誰もが、日々の暮らしにおいて人とのつながりを持ち、その人らしい生活を送ることができる社会を形作っていく必要があります。

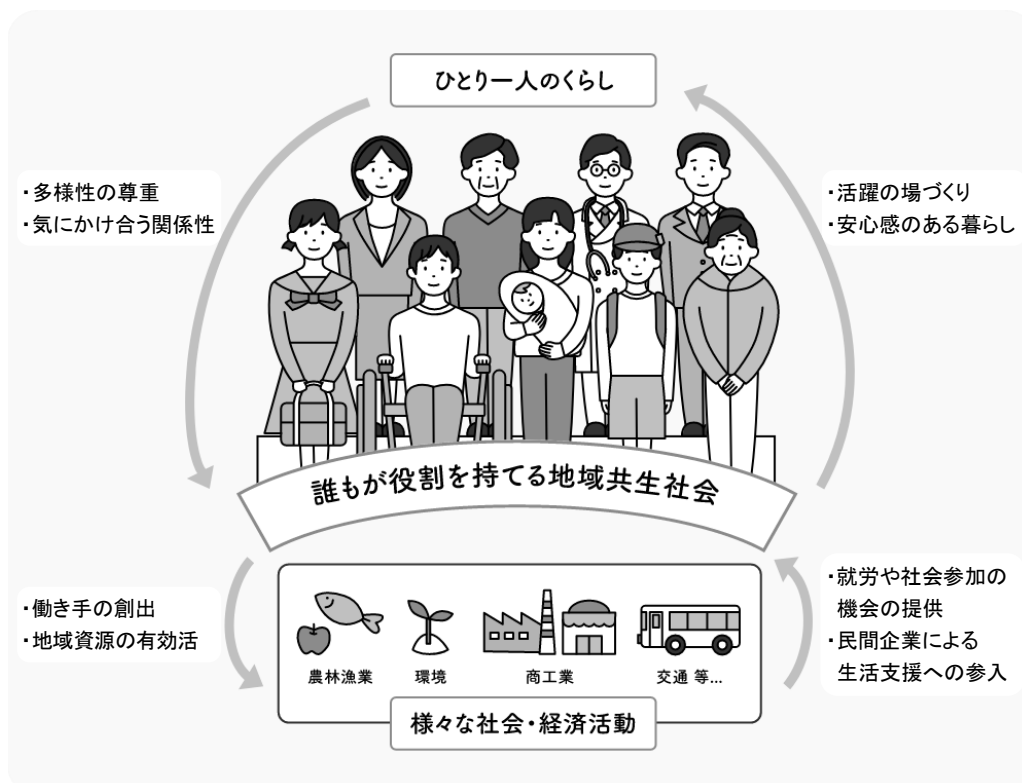
国においては、社会福祉法の改正により、従来の支援体制では対応が困難な複雑化・複合化した課題を抱える地域住民の支援ニーズに対応するため、「重層的支援体制整備事業」が創設され、各自治体においては分野を超えた包括的な支援体制を整備することが求められています。

本市においては、社会構造の変化を確実に捉え、福祉施策をさらに充実させることにより地域のあらゆる住民が役割や生きがいを持ち、支え合いながら住み慣れた地域で自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現を目指し、「第4次出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

地域共生社会とは

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものである。

（平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部）



出典：厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>) を一部加工

地域福祉の推進に向けた国の動向

国においては、平成28年(2016)6月の「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども、高齢者、障がい者など、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現をめざす方針が提示されました。同年7月には「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置され、包括的な支援体制の整備を進める方向性が示されました。

令和2年(2020)6月には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、地域福祉の推進に向け、「地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」ことが示されました。生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業の創設が新たに規定され、令和3年(2021)4月に施行されました。

【近年の主な地域福祉に関する国の動向】

年	内 容
平成27年 (2015)	生活困窮者自立支援法施行(生活困窮者に対する相談窓口を設置し、自立に向けた生活全般にわたる包括的な支援を行う等支援の拡充)
	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」の策定(「全世代・全対象型の地域包括支援体制」を構築していくべきというこれからの福祉の方向性を提示)
平成28年 (2016)	成年後見制度の利用の促進に関する法律施行
	「ニッポン一億総活躍プラン」において「地域共生社会の実現」の方針の提示
	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
平成29年 (2017)	改正社会福祉法施行(社会福祉法人制度の改革、福祉人材の確保の促進)
	「『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
平成30年 (2018)	改正社会福祉法施行(地域共生社会の実現に向けた理念の明確化、地域福祉計画の充実)
	改正生活困窮者自立支援法施行(包括的な支援体制の強化、居住支援強化)
	令和22年(2040)を展望した社会保障・働き方改革本部において、地域共生・地域の支え合いの実現に向けた取組が論点の一つの柱として位置づけられる
令和元年 (2019)	地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)の設置
	「経済財政運営と改革の基本方針2019」(骨太の方針)にて、「断らない相談支援等の包括支援や多様な地域活動の普及・促進について、新たな制度の創設の検討を含め、取組を強化する」との方向性を示す
令和2年 (2020)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、生活困窮者自立支援制度の一部対象者や要件を緩和
令和3年 (2021)	改正社会福祉法施行(「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業「重層的支援体制整備事業」施行)
	孤独・孤立対策の重点計画策定(孤独・孤立対策推進会議決定)

2. 計画の位置づけ

計画の位置づけ

【地域福祉計画の位置づけ】

地域福祉計画は、社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）に基づく行政計画となります。地方公共団体が地域福祉を総合的かつ計画的に推進することにより、同法第4条（地域福祉の推進）や同法第106条の3（包括的な支援体制の整備）等に示された地域福祉の理念を具体化するための方策として策定するものです。

併せて、令和5年度から開始する重層的支援体制整備事業を推進するため、社会福祉法第106条の5の規定に基づく重層的支援体制整備事業計画を本計画と一体的に定めます。

【地域福祉活動計画の位置づけ】

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づく組織である出雲市社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、地域住民や福祉事業者等と連携調整し行う「福祉のまちづくり」を推進することを目的として策定します。

【地域福祉計画と地域福祉活動計画の関連】

両計画は、本市の地域福祉の推進を目的として相互に連携する必要があることから、行政と社会福祉協議会の協働により、共通の理念や方向性に基づき、一体的に策定しています。

計画の対象期間

本計画の対象期間は、令和5年度（2023）から令和9年度（2027）までの5年間とします。

計画の策定経過

本計画は、本市の地域福祉を取り巻く現状分析や、これまで行ってきた前計画の評価、市民アンケート調査、パブリックコメント結果等市民の意見を基にし、有識者や福祉関連団体等の代表者等からなる出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会における施策の検討等によって策定しました。

出雲市重層的支援体制整備事業計画

近年の少子高齢化や核家族化、地域コミュニティの希薄化などを背景に、ひきこもりや社会からの孤立化、80代の親が50代の子どもの生活を支える8050問題など、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化し、従来の分野別の支援体制では対応が困難になっている現状があります。そのような中、課題を抱えた人に寄り添いながら包括的な支援を行うため、社会福祉法の改正により重層的支援体制整備事業が創設されました。

本市では、重層的支援体制整備事業の取組を推進することとし、①包括的な相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を実施します(表1)。そして、本市の各事業と連携を図ります(表2)。

【重層的支援体制整備事業の概要】(表1)

①包括的な相談支援

区分	内容
包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関の連携により対応する ・複雑化・複合化した課題については多機関協働事業につなぐ
多機関協働事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市全体で包括的な相談支援体制を構築 ・重層的支援体制整備事業の中核を担う
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が届いていない人に支援を届ける ・関係機関等とのネットワークにより潜在的な対象者を把握する

②参加支援

区分	内容
参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

③地域づくりに向けた支援

区分	内容
地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びの機会を生み出すための個別の活動や人をコーディネートする ・地域における拠点の形成や地域活動の活性化を図る

【重層的支援体制整備事業 各事業の概要】(表2)

区分	分野	事業名	事業の概要
包括的 相談支援 事業	介護	高齢者あんしん支援センター運営事業	地域包括支援センター7箇所の設置、運営を行う
		包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	地域の介護支援専門員の資質向上を図る観点から、関係機関と連携し、研修の実施、制度や施策等に関する情報提供等を行う
	障がい	障がい者相談支援事業	(機能強化事業) 専門職員を配置し、専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応や相談支援事業者等に対する専門的な指導助言を行う
	子ども	母子健康包括支援センター事業	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を強化するために、体制整備および相談支援の強化を行う
	生活困窮	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者の自立を促進するため相談事業を行う
多機関協働 事業	新たな 機能	福祉総合相談支援事業	複雑化・複合化した課題を抱える世帯等について、関係機関が連携し包括的な支援を行う
アウトリーチ 等を通じた 継続的 支援事業	新たな 機能	福祉総合相談支援事業	課題を抱える対象者について、訪問等による働きかけを行い信頼関係を築き、継続的な関わりを持ち必要な支援につなぐ
参加支援 事業	新たな 機能	福祉総合相談支援事業	既存の福祉サービス等では対応できない人のニーズに対応するため、地域の社会資源等を活用し支援を行う
地域づくり 事業	介護	地域介護予防活動支援事業	高齢者が住み慣れた地域において自立した生活を営むことができるように、地域のふれあいサロンや介護予防活動等を支援する
	介護	生活支援体制整備事業	生活支援サービスの充実を図るとともに、地域における支え合いの体制づくりを推進する
	障がい	地域活動支援センター事業	(機能強化事業) 専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の福祉基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発を行う
	子ども	子育て支援センター運営事業	親子の遊び場を提供するとともに、子育ての不安解消のため、相談に応じたり子育て関連情報を提供したりする子育て支援拠点施設を運営する
	生活困窮	生活困窮者自立相談支援事業	地域の多様な関係機関が、地域課題等を共有し協働体制を構築し連携する

本市では、重層的支援体制整備事業を「福祉総合相談支援事業」において、次の方針に基づき実施し、多機関が連携して課題を解決できる体制を構築し運用します。

①既存の相談窓口の活用

市や市社協では、分野ごとに様々な相談窓口が整備されています、これらの既存の相談窓口を活用することを基本とします。

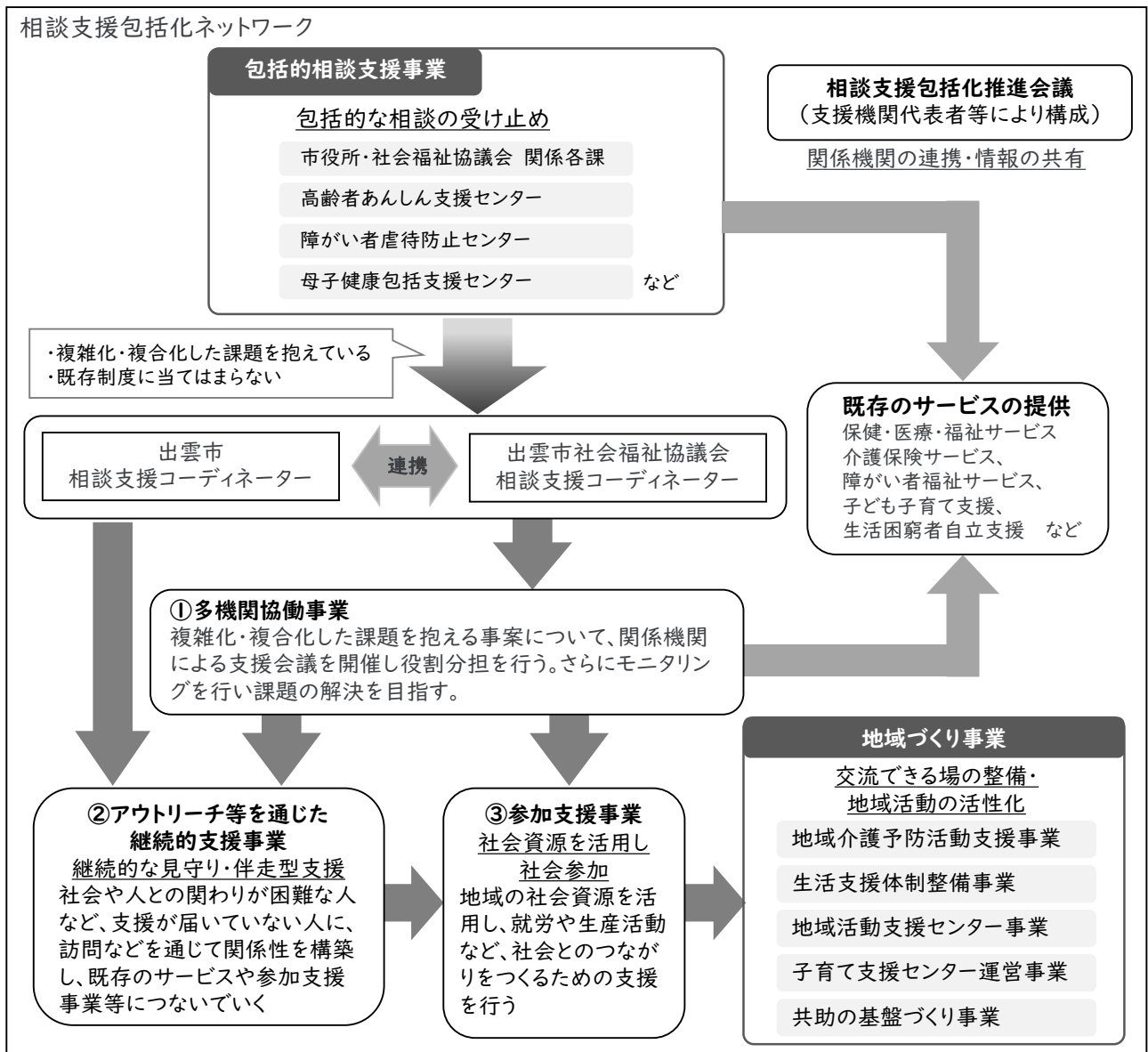
②相談支援コーディネーターの配置

各相談窓口で受け付けた相談について、既存の制度に当てはまらない場合や、どこが主担当になるのか判断に迷う場合などに、必要な関係部署間の調整を行う「相談支援コーディネーター」を配置し、迅速で継続的な支援を可能にします。

③社会福祉法人等との連携

地域において、課題を抱える対象者と関わりを持つ社会福祉法人や民生委員児童委員、ケアマネジャー等から、必要に応じて相談支援コーディネーターにつなぐことで、課題の早期発見が期待できます。

【福祉総合相談支援事業 相談支援包括化ネットワーク】



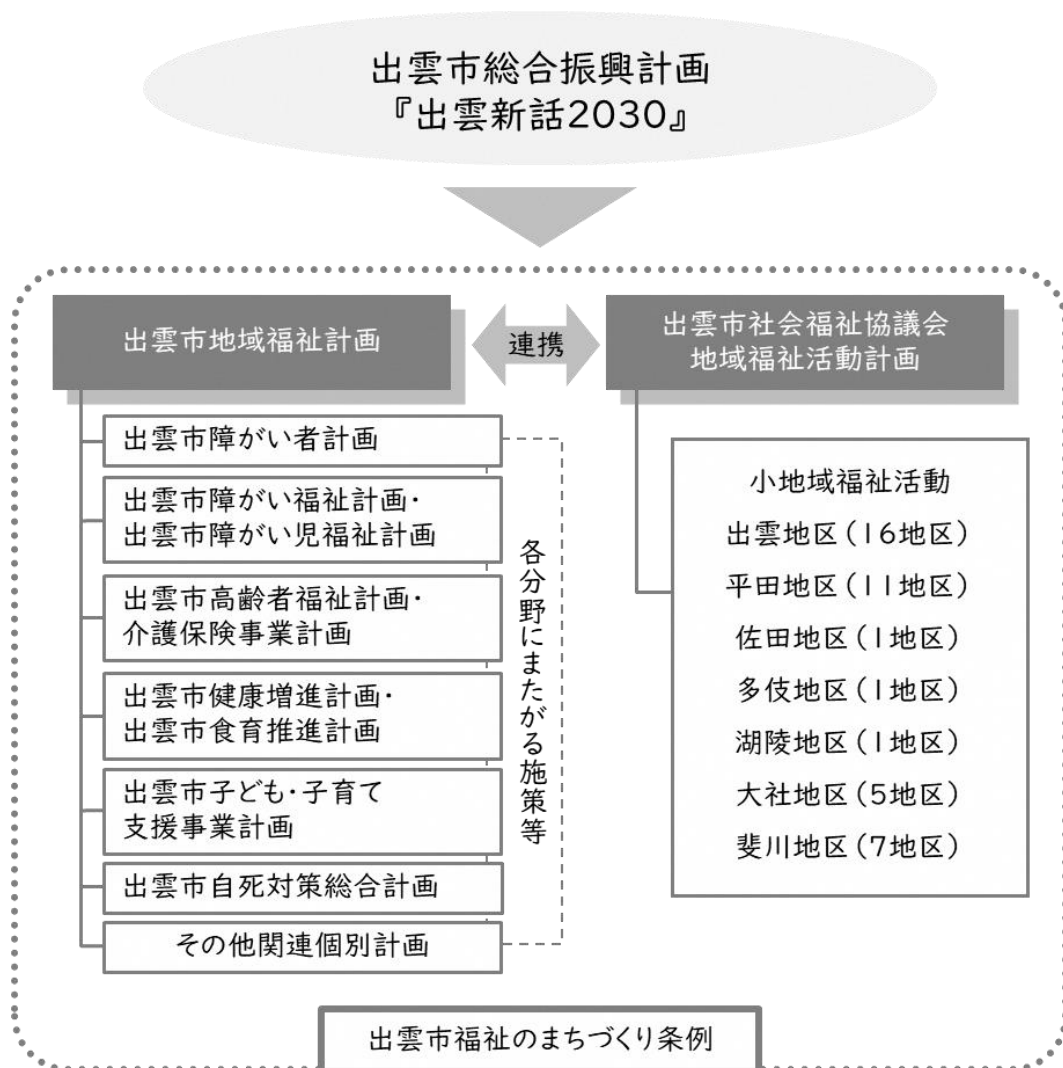
他計画との関連

本市では、まちづくりの最上位計画として「出雲市総合振興計画『出雲新話2030』」を策定し、各種施策を推進しています。出雲市地域福祉計画は、この出雲市総合振興計画の福祉分野に関する施策を具体化するための計画として位置づけられます。また、福祉分野の上位計画として、福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載し、地域福祉の視点や理念、推進方針などを明示し、総括する役割を持ちます。

そして、市社協が策定する「出雲市地域福祉活動計画」と密接に関連するため、両者の整合をとりつつ、連携して施策を推進することが求められます。

本計画は障がい・高齢者・子育て等関連する個別計画の上位計画にあたることから、具体的な取組方針・施策等については個別計画に委ねつつ、これらの関連する個別計画との整合性に配慮しながら地域福祉全体の方向性を示す計画として策定しています。次ページ以降に、関連する個別計画の概要を示します。

【計画の位置づけイメージ】



関連する個別計画の概要

【本計画及び関連する個別計画の対象年度】

区分	～R4(～2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第3次計画 (H30～R4)	第4次出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画 (R5～R9)				
障がい者計画	第2次出雲市障がい者計画 (R3～R8)					
障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	第6期出雲市障がい福祉計画・ 第2期出雲市障がい児福祉計画 (R3～R5)					
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期出雲市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画 (R3～R5)					
健康増進計画・ 食育推進計画	出雲市健康のまちづくり基本計画 (第2次出雲市健康増進計画・第3次出雲市食育推進計画) (H30～R9)					
子ども・子育て 支援事業計画	いきいき子どもプラン ～第2期出雲市子ども・子育て支援事業計画～ (R2～R6)					
自死対策総合計画	出雲市自死対策総合計画 (R1～R5)					

第2次出雲市障がい者計画

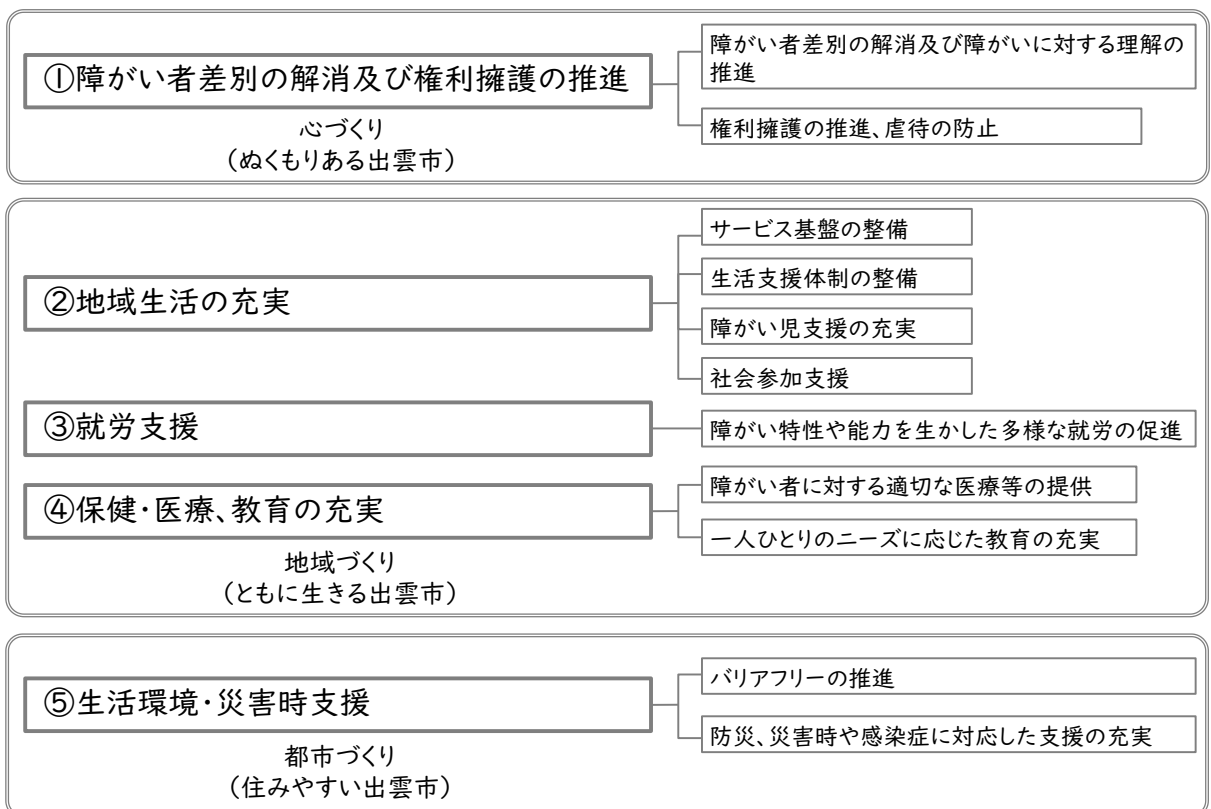
対象年度	令和3年度(2021)～令和8年度(2026)
根拠法	障害者基本法
計画の目的等	障がい者の自立と社会参加を支え、地域の支援体制を整備することで、障がいがあっても自らの意思決定にもとづき、必要な支援を受けながら、能力を発揮し、地域の構成員としてその人らしい生活ができる共生社会の実現を目指す。

【目標】 障がいがあっても自らの意思決定にもとづき、必要な支援を受けながら、能力を発揮し、地域の構成員としてその人らしい生活ができる共生社会の実現をめざします

【方針】 障がい者の自立と社会参加を支え、地域の支援体制を整備します

理念① 障がい者の自己選択と自己決定の尊重
 理念② 地域社会の構成員としての自立支援
 理念③ 障がいの有無にかかわらず共生できる社会づくり

【基本施策】

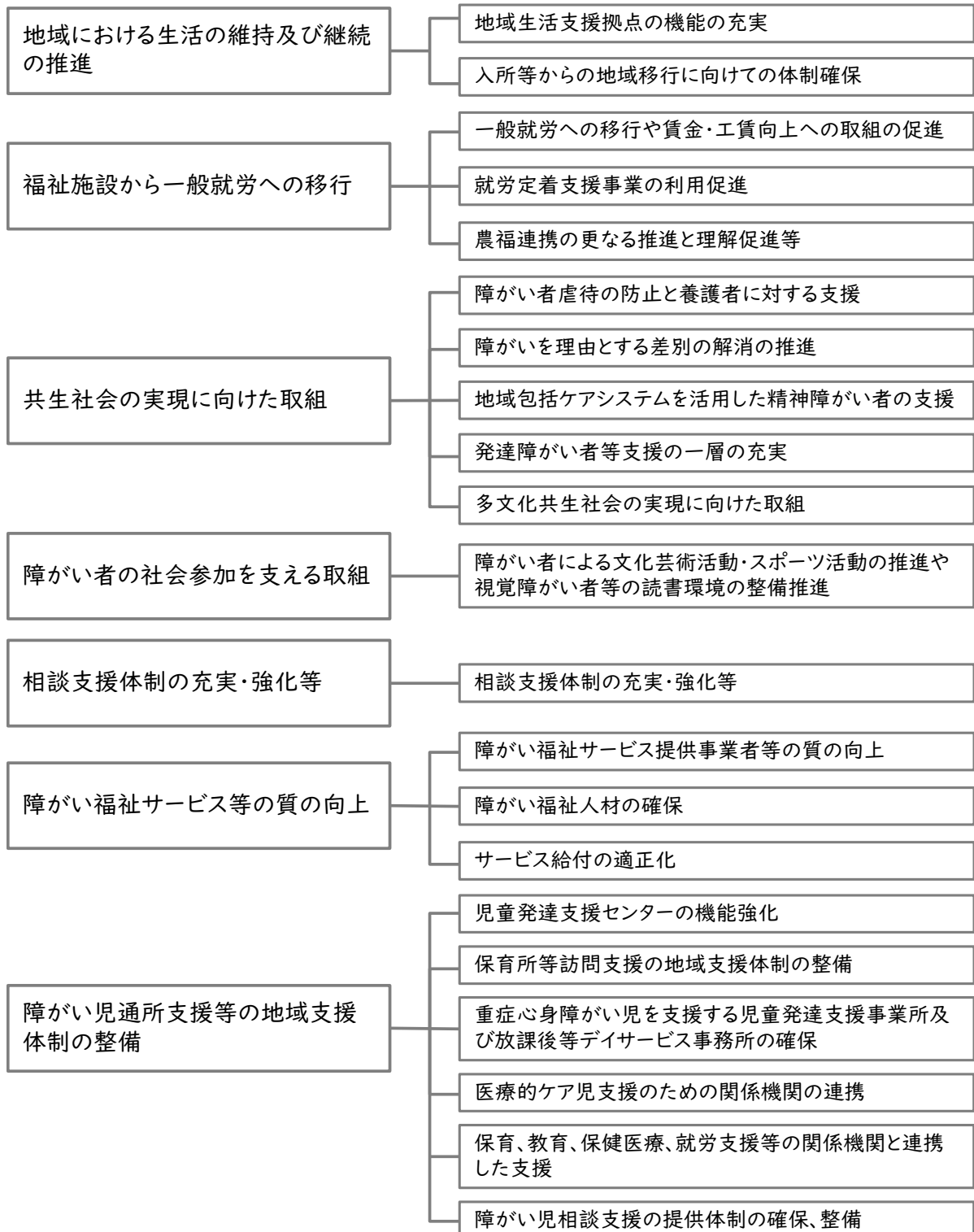


第6期出雲市障がい福祉計画・第2期出雲市障がい児福祉計画

対象年度	令和3年度(2021)～令和5年度(2023)
根拠法	障害者総合支援法、児童福祉法
計画の目的等	障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保と向上に向けた環境整備を通して共生社会を実現する。

【基本方針】

【取扱内容】



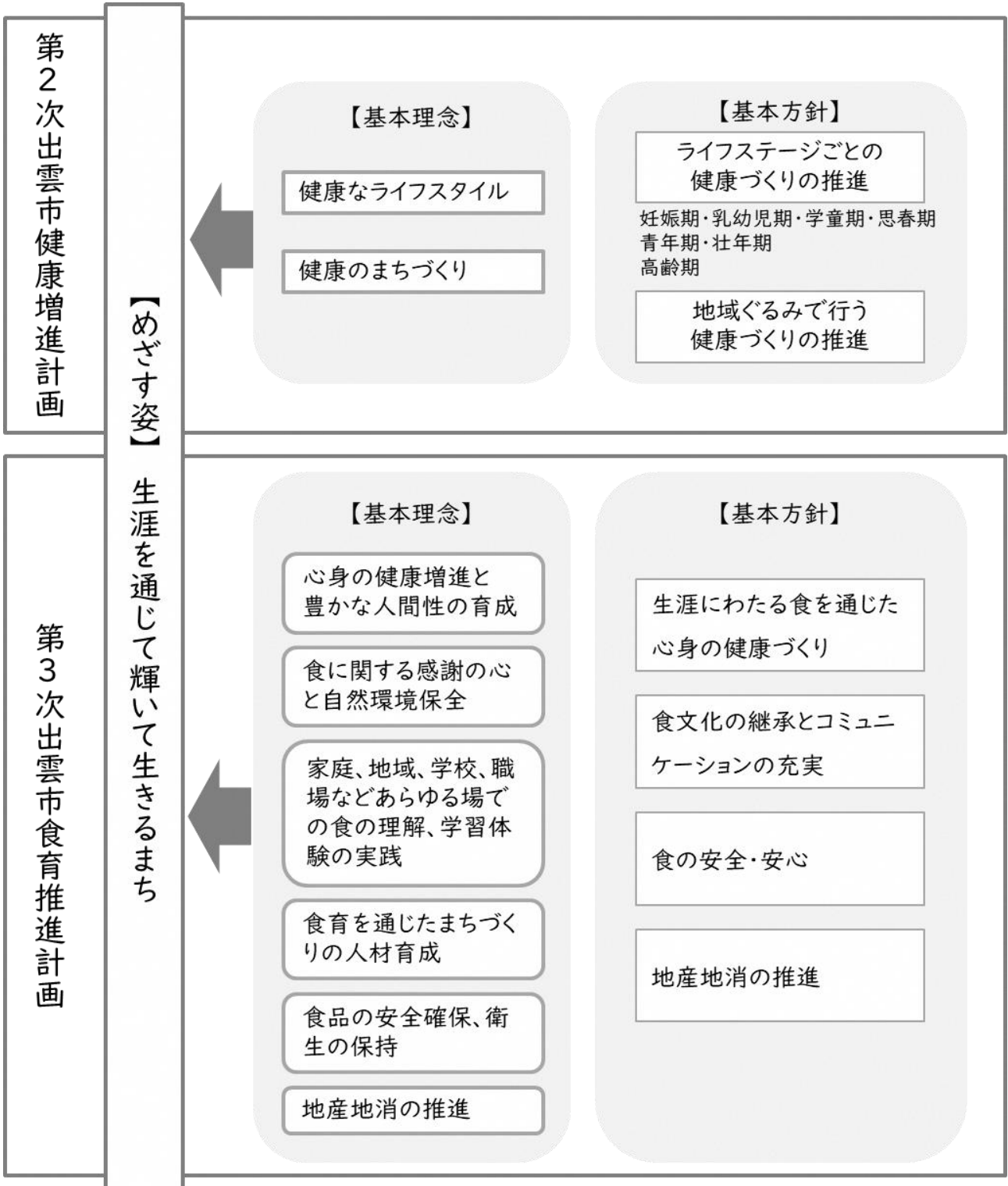
第8期出雲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

対象年度	令和3年度(2021)～令和5年度(2023)
根拠法	介護保険法
計画の目的等	<p>「住み慣れた地域で、自分らしく生きる」という誰もが望む暮らしを、限られた資源と人材により実現し、介護保険事業を安定的かつ持続的に運営していくことを目的に作成。</p> <p>高齢者一人ひとりが、多様な価値観や意思を尊重され、人生の最終段階までその尊厳が保持されながら、安心して生活できることを目指す。</p>

計画目標	行動指針	地域包括ケアを推進する施策
高齢者が住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活が継続できること	<p>高齢者の自立を支える</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、生活機能の自立を支援していくとともに、健康づくり・介護予防・交流の場や就労的な活動など社会参加を促し、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合うことのできる社会の形成を進めます。</p>	<p>2 健康寿命の延伸・生きがいづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 健康づくり・介護予防の推進 ② 在宅生活を支えるサービスの充実 ③ 高齢者の社会参加と生きがいづくり
	<p>高齢者の生活を支える</p> <p>加齢や疾病の過程でも、高齢者が住み慣れた地域で適切なケアを受けられるよう、身近な地域における介護サービス基盤の整備と介護人材の確保、医療と介護の連携、認知症対策の推進及び相談援助体制の構築を進めます。</p>	<p>3 安心して暮らせるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 在宅医療・介護の連携 ② 認知症ケアの推進 ③ 高齢者の権利擁護 ④ 安心できる住まい
		<p>4 介護サービス基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ① サービス種別別事業費の推計 ② 介護サービスの基盤整備目標 ③ 介護人材の確保・定着に係る施策の推進 ④ 介護サービスの質の確保と介護給付の適正化 ⑤ 出雲市独自サービス ⑥ 自然災害・感染症対策に係る体制整備
		<p>1 地域包括ケアを支える機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域包括ケアシステムの構築 ② 地域ケア会議の推進 ③ 高齢者あんしん支援センターの機能強化

出雲市健康のまちづくり基本計画

対象年度	平成30年度(2018)～令和9年度(2027)
根拠法	健康増進法、母子保健法、食育基本法
計画の目的等	市民一人ひとりが健康なライフスタイルを身につけるとともに、健康なまちづくりを推進することなどを通じて健康寿命の延伸を図り、生涯を通じて輝いて生きるまちを実現する。



第2期出雲市子ども・子育て支援事業計画～いきいきこどもプラン～

対象年度	令和2年度(2020)～令和6年度(2024)
根拠法	子ども・子育て支援法
計画の目的等	親子の成長を支える環境づくりと子育て家庭を応援する環境づくりを通して子育てに喜びを実感できる社会を実現することで、「子どもとともに未来に向かって歩むまち いずも」を目指す。

【めざす姿】

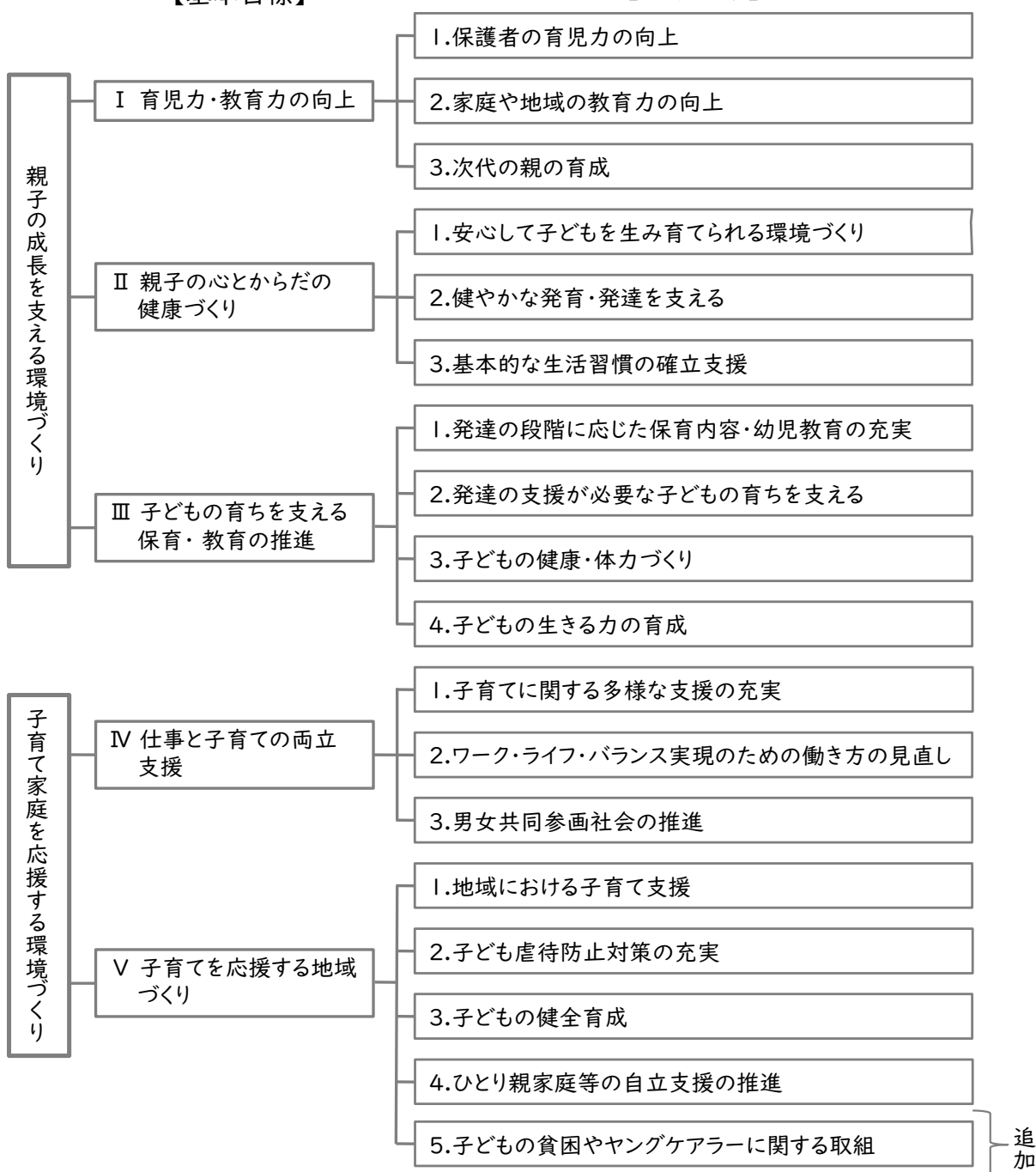
子どもとともに未来に向かって歩むまち いずも

【基本理念】

子育てに喜びを実感できる社会の実現

【基本目標】

【基本施策】



※令和5年(2023)3月改定予定

出雲市自死対策総合計画

対象年度	令和元年度(2019)～令和5年度(2023)
根拠法	自殺対策基本法、自殺総合対策大綱
計画の目的等	市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重される「誰も自死に追い込まれることのない出雲市」を市内や関係機関・団体と連携して目指す。

【基本理念】「誰も自死に追い込まれることのない出雲市」をめざします

【基本方針】

- ①「生きることの包括的な支援」としての自死対策を推進します
- ②関連機関の施策との有機的な連携による総合的な取組を推進します
- ③対応のレベルと段階に応じた、さまざまな施策を効果的に連動させます
- ④自死対策における実践的な取組みと啓発を両輪で推進します
- ⑤関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働して取り組みます

【生きる支援施策】

